

建築物における自転車駐車場の附置について（共同住宅）

（根拠条例：大阪市自転車駐車場の附置等に関する条例）

大阪市では、平成22年10月1日以降に共同住宅を新築・増築・改築する場合は、その居住者のための自転車駐車場を設置していただくことを条例により義務付けています。

次のとおり、遵守いただく内容及び手続きを記載していますので、届出書の提出をよりしく願います。

※ 詳しくは、建設局ホームページをご覧ください（届出書様式、条例・条例施行規則も掲載しています）

（URL：<http://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/page/0000074392.html>）

（大阪市トップページ＞産業・ビジネス＞手続き・届出＞建築の手続き・届出＞建築物における駐車施設の附置＞建築物における自転車駐車場の附置について）

➤ 大阪市ホームページのサイト内検索で、「駐輪 附置」と入力して検索し、トップに出てくる項目をクリック

1. 必要台数

自転車等の必要台数は次のとおりです

必要台数	
ワンルーム形式集合住宅建築物 （住戸にワンルーム形式住戸を含む共同住宅）	ワンルーム形式住戸数1戸ごとに0.7台 （ファミリー形式住戸がある場合にあっては、当該ファミリー形式住戸数1戸ごとに1台を加算した台数）
共同住宅等建築物 （住戸がファミリー形式住戸のみである共同住宅）	ファミリー形式住戸数1戸ごとに1台

※ワンルーム形式住戸：共同住宅の住戸であってその床面積が35㎡以下のもの

ファミリー形式住戸：共同住宅の住戸であってその床面積が35㎡を超えるもの

自転車等の必要台数のうち、5%以上は、原動機付自転車として下さい

2. 技術的基準等

以下の技術的基準等を遵守して下さい

設置場所	自転車駐車場は、敷地内に設置すること
駐車区画の規模	自転車1台あたり幅0.5m以上、奥行2.0m以上とすること 原動機付自転車1台あたり幅0.8m以上、奥行2.0m以上とすること ただし、ラック等、特殊な装置を用いる場合は、幅の縮小可能
駐車区画と通路との区分	区画線の設置等により駐車区画と通路を明確に区分すること
はみ出し防止構造の設置	縁石、柵等を自転車等の出入りする側を除く三方に設置することにより、自転車等が駐車区画からはみ出して駐車されることを防止できる構造とすること
串刺駐車の禁止	自転車等の出入りする側を道路に接する位置に配置しないこと
通路幅	通路の幅員は1.5m以上とすること
その他	自転車駐車場を1階（避難階）以外の階に設置する場合は、エレベーター、スロープ（勾配1/8以下）等を設置すること

※ 詳しくは、条例施行規則第5条（自転車駐車場の構造及び設備に関する技術的基準）等をご覧ください

※ 住戸数30戸未満で、上記1. 必要台数、2. 技術的基準等を満足しない場合は事前にご相談ください

3. 提出書類及び提出時期（住戸数に関係なく届出書の提出が必要です）

＜自転車駐車場設置（変更）届出書の提出＞・・・第2号様式記載例参照

自転車駐車場を設置する（届出事項を変更する場合を含む）場合は、「自転車駐車場設置（変更）届出書（第2号様式）」に、下記の書類を添付し、正副2通作成して受付窓口へご提出下さい

（添付書類）

- 委任状 ※代理人が届出を行う場合に必要
- 付近見取図（縮尺5000分の1以上）
- 配置図（縮尺300分の1以上） ※出入口・駐車区画・通路の位置及び規模を明示
- 各階平面図（縮尺300分の1以上） ※出入口・駐車区画・通路の位置及び規模を明示
- 自転車駐車場の構造図（縮尺300分の1以上） ※階層式又は特殊な装置（ラック等）を用いる場合に限り。特殊な装置を用いる場合はカタログのコピー等も添付
- 自転車駐車場の規模の算出計算書

（記載例）

附置義務台数 ファミリー戸数×1.0+ワンルーム戸数×0.7＝ 台 (A) ※ ≤設置台数

うち原付必要台数 (A) ×0.05＝ 台※ ≤設置台数

※印はいずれも端数切り上げ台数を記載

- 自転車駐車場の管理方法を記載した書類

（提出時期） 設置届出書提出→確認申請

＜工事完了届出書の提出＞・・・第4号様式記載例参照

工事が完了したときは、「工事完了届出書（第4号様式）」に、当該工事が完了した状況がわかる写真、必要に応じ撮影箇所を明示した配置図を添付し、正副2通作成して受付窓口へご提出下さい。※代理人が届出を行う場合は委任状が必要（写真を撮影する際等の注意点）

- 台数を確認できること
※ ラック等の特殊な装置を用いた駐車区画部分は、装置外観と台数を確認できること
- 平面駐車部分は、駐車区画（幅・奥行）をメジャー等で採寸すること
- 駐車区画が白線、はみ出し防止構造（柵・縁石等）で区画されたことがわかること
（はみ出し防止構造は、自転車等の出入りする側を除く三方に必要）
- 駐輪場の出入口と通路の最小幅員箇所をメジャー等で採寸すること
- エレベーター、スロープ等を設けた場合等は、それらに関する写真（寸法等）を添付すること

（提出時期） 工事完了届出書提出→検査済証交付

※ 共同住宅30戸未満の場合、平成25年4月1日以降に自転車駐車場設置届出書を提出されたものに限っては工事完了届出書の提出は不要です

4. 受付窓口

計画調整局開発調整部開発誘導課（大阪市役所本庁舎7階 TEL：06-6208-9319）

※ 集客施設で、建築物の延べ面積が300㎡を超えるものを新築、増築又は改築する場合は下記の窓口までお願いします

大規模建築物の事前協議の対象となる場合 ※ 自転車駐車場を共同設置する際の特例（条例第14条を参照）を適用する場合を除く	計画調整局開発調整部開発誘導課 （大阪市役所本庁舎7階 06-6208-9319）
上記以外の場合	建設局総務部管理課自転車対策担当 （大阪南港ATCビルITM棟6階 06-6615-6811）